

(様式第1号)

第1回 芦屋市障害者(児)福祉計画及び芦屋市障害福祉計画・芦屋市障害児福祉計画
策定委員会 会議録

日 時	令和2年1月24日 金曜日 午後2時30分～午後4時00分
場 所	消防庁舎3階 多目的ホール
出席者	委員長 木下 隆志 副委員長 堺 執 委員 朝倉 己作 能瀬 仁美 森 愛子 岡本 直子 加納 多恵子 三芳 学 福田 晶子 栴田 真史 遠藤 哲也 安達 昌宏 欠席委員 土田 陽三 松本 有容 事務局 柏原 由紀 長谷 啓弘 栴井 大輔 福井 香里 関係課 地域福祉課 小川 智瑞子 子育て推進課 廣瀬 香 池田 聡子 関係者 三菱UFJリサーチ&コンサルティング 株式会社 善積 康子 栴田 恵
事務局	障害福祉課
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

(1) 開会

開始時点で14人中12人の委員の出席により成立

(2) 委員委嘱

(3) 市長挨拶

(4) 委員及び事務局の紹介

(5) 委員長、副委員長の選出

(6) 議事

①本計画の位置づけについて資料3

②計画策定のためのアンケート等調査について資料4 資料4-2

③今後のスケジュールについて資料5

④その他

(7) 閉会

2 提出資料

資料1

芦屋市障害者(児)福祉計画及び芦屋市障害福祉計画・芦屋市障害児福祉計画策定委員会委員名簿

資料2-1～2-2

芦屋市障害者児福祉計画策定委員会実施要綱・芦屋市障害福祉計画策定委員会実施要綱

資料3

第4次障害者基本計画概要

資料4

障がい福祉に関するアンケート調査票

資料4-2

前回アンケートとの比較表

資料5

障害者(児)福祉計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画策定スケジュール

3 審議経過

(1) 本計画の位置づけについて

事務局より「本計画の位置づけ」について説明

(木下委員長)

位置づけということで、わかりやすく説明があったのですが、この計画の次のものをここで検討していくこととなります。国の方では障害者基本計画というものがあって、それを参考にしながら、本計画に反映させるものは反映させていきたいという説明がありました。

今までの説明の中で、皆様の方から、もう一度説明してほしい等も含めて、何かご質問等がありますか。

(質問なし)

(木下委員長)

では次の議題に進みます。

(2) 計画策定のためのアンケート等調査について

事務局より「計画策定のためのアンケート等調査」について説明

(木下委員長)

アンケートは40ページまであります。項目も多く、時間の制約もありますので、ちょうど半分の18ページぐらい、問25の辺りまででまずはご質問があるかをお聞きします。

アンケート用紙の18ページまでで何かご質問がある方は挙手等でお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(堺副委員長)

前段で質問します。先程の事務局の説明で、芦屋市の手帳所持者は約1,750人と説明がありましたが、芦屋市の人口に対する比率はどの程度ですか。

国の発表では、平成29年から令和元年で1,000万人ぐらいの障がいのある人がおり、それは国民全体の7.6%だという数字が公に流れています。芦屋市の人口が9万人とすると、1,750人では5%にも達しません。比率が国に比べ低いことについて、何か思い当たることや、あるいはこれが抜けているといったことをご説明願えますか。

(事務局)

先程ご説明しました1,750人という人数ですが、65歳未満の方に限った数字になっておりますので、実際は身体障害者手帳所持者が3,200人程度、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者がそれぞれ600人程度おられますので、市内全体で4,400人程度の方が障害者手帳を持っておられます。そういう意味で言いますと、国の率からは若干少ないですが約5パーセントになります。

ちなみに、身体障害者手帳を持っておられる3,200人の内訳としましては、ほぼ65歳以上の高齢者ということになります。

(堺副委員長)

国が示す7.6%というのは、この3年間で急激に、具体的には175万人も増えています。この数には65歳以上の方も含めていません。従って、事務局の説明は正しいと思いますが、国のデータと芦屋市のデータの差があまりにも大きいのが気になっています。

このアンケートの有効性などについては、結果の数字については統計学上の問題等からも検討する必要があるのではないかという意見も含めて申し上げます。

(加納委員)

認知症の方は障がいのある人の中に入るのでしょくか。

(堺副委員長)

先ほどの人数は、手帳保持者の数ですので、認知症の方は入らないです。

(木下委員長)

基本的には入らないと思いますが、例えば若年性認知症等で精神障害者保健福祉手帳を取られている65歳未満の方であれば、入る可能性があります。

ここに関連して質問です。65歳未満の方を対象にするというのはこれまでもそうでしたが、他市であれば65歳以上の方も含めている場合もあります。含めるか含めないかはここですぐには決められないと思いますが、最近では高齢障がい者、いわゆる65歳問題が出てきています。65歳まで含めるか、例えば直近3年間で65歳になった方で現在障がいサービスしか使っていない方、せめてそういう方は対象者に含めた方がよいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

65歳での介護保険への移行について、さまざまな課題があることは芦屋市として認識しております。芦屋市においても現在、地域ケアシステムという別の会議の中で、この課題について検討を進めているところです。市内の障がい分野の相談員の方や高齢分野のケアマネジャー、地域包括支援センターの方などにも参加していただいて、65歳の介護保険への移行にあたっての問題、また、65歳を超えてからの高齢障がい者の問題について、芦屋市としてどのように取り組んでいくのかの検討を進めているところですので、そちらの会議から出てくる課題、取組について、計画に反映できるかなと考えております。

ただ、確かに、委員長の仰られるように、せめて65歳を少し超えられた、最近超えられた障がいのある人で障がい福祉サービスを使っておられる方も対象に入れてもよいかと思っておりますので、そこは事務局で検討していきたいと思ひます。

(木下委員長)

その他、皆様からいかがでしょうか。

(朝倉委員)

6ページの問10ですが、「①食事をするとき(料理、配膳、片づけなどは含みません)」と括弧をつけていただいています。「食事をするとき」だけだと「食べることだけ」と読んでしまうので、このように設問に括弧をつけていただくことはよいです。

同様に、「④着替えをするとき」も、着替えだけであれば一人でできるかもしれませんが、特に知的障がいのある人の方は着る服の用意などができません。

「⑥外出するとき」についても、(本当に一人だけでできるのかを考えて)と括弧で言葉を入れていただきたいと思います。残念ながら、そういう点で前回の調査結果をみると、知的障がいのある人は「自分でできる」に○をつけている割合が多いのです。

説明の仕方をもう少し明確にしていきたいと思ひます。

(木下委員長)

例えば「④着替えをするとき」の場合には、どういう表現をするのがよいでしょうか。

(朝倉委員)

「④着替えをするとき」は、例えばですが、着る服の準備です。要は、今は夏なのに引き出しの1番上にある冬用のものを着てしまうといったケースがあります。色合いを何も考えないといったことがあります。

(木下委員長)

(着替えの準備などは含みません)といった表記でしょうか。

(朝倉委員)

そうです。

(木下委員長)

事務局として設問の意図はどの辺りにあるのでしょうか。

(事務局)

特に自立度、どれだけ自立できているのかを確認したいという意図です。単純に着替えが一人でできるのかどうかを聞きたいということです。

朝倉委員の仰られるように、着替えのセッティングをして着られるのと、自分がこういうものを着たいという意思を持って着替えをするのでは、意味合いが変わるかと思います。

朝倉委員のご意見としては、回答する方に誤解がないように捉えていただいて、正しく答えていただきたいということと思います。ご自身がどこまでできるのか、そういった方々が現在どのようなサービスを受けられているか、将来どのような形を希望されているかということは、クロス集計もできますので、その方々の状況によって結果も出せるかと思っております。

そういったものに関しまして、前回の調査結果を見ますと、パーセンテージがとらえているものは、今仰られているような誤解が生じている部分があるかもしれませんので、表現の方法につきましてはこちらで検討させていただきたいと思っております。

(木下委員長)

この設問で聞いている意図は機能です。意思ではなく、できるかできないかの機能を聞いているので、そこを軸に書いていただければ問題ないかと思っております。

他には、何か意見はございますか。

(遠藤委員)

5 ページの問9ですが、「5. 今のままの生活でよい」という選択肢がありますが、前回はなかったと思います。5 という回答が多くなったら、その人の意思が見えにくいのではないかと思います。なぜ今回は増やされたのでしょうか。

(事務局)

前回、問8の「親亡き後」については、主に介護・介助している方が「母親」「父親」と回答した方にのみ限定してお聞きしていたのですが、今回は限定を外して、介護・介助している方が「母親」「父親」のみではなく、全員に確認させていただくような問にしました。そのため、例えばお一人で生活されている方もいらっしゃるかもしれないということになった時に、現状の生活でもよいと言われる方がおられるのではないかとということで、今回選択肢を増やしました。

(木下委員長)

設問の流れとして、「5. 今のままの生活でよい」と答えた方が現在はどういう生活をされているかは把握できるということでしょうか。

(遠藤委員)

問6で答えられるということですよ。

(事務局)

そうです。「あなたの現在の生活のことについておたずねします」という、問6で「2. 一人で生活」と回答されている方にも問9で聞くということなので、「5. 今のままの生活でよい」と回答された場合は、現在もお一人で生活していて、今後も一人で生活してもよいということです。

(遠藤委員)

問6で「4. 入所施設」と答えた人が「5. 今のままの生活でよい」と答えても5の回答率が上がるわけですよ。それはそれで問9の趣旨としてよろしいのですか。自立生活していくのか、入所するのか、本人がどのように思っているのかをみるものではないのですか。

(事務局)

お一人で暮らしていて、それをさらに今のままでよいと希望される方も必ずおられるだろうという視点から選択肢を増やしたのですが、こちらの方でも改めて設問、選択肢を見ますと、例えば問6で「4. 入所施設」、問9で「4. 入所施設で生活したい」というものがあり、さらに「5. 今のままの生活でよい」もあって、それもまた重複してしまいます。そのため、問6から問9につきましては、改めてこちらで整理させていただきます。

(遠藤委員)

その前の問8に「親亡き後」という言葉が出てきますが、これは今回初めてでしょうか。

(事務局)

前回もありました。

(遠藤委員)

前回もあったということですが、この業界に詳しい人はわかりますが、一般の人は「親亡き後」という表現がわかるのだろうかと思いました。

(事務局)

これについては注釈を記載しておきます。

(岡本委員)

問8に「7. 現在、両親とは同居していない」という選択肢があります。例えば、問6で「1. 家族と一緒に生活」を選んだ人が、現在、両親ではなく、兄弟姉妹と一緒に生活しているとしますよね。その人は問8で「1. 家族(兄弟姉妹など)と一緒に自宅で生活する」と「7. 現在、両親とは同居していない」のどちらを選べばよいか、迷いませんか。

(事務局)

ご指摘ありがとうございます。この選択肢についても、見直しを行います。

(木下委員長)

「現在の生活」の部分は全体的に文言の整合性を考えていただかないといけないので、よろしくをお願いします。

後半に移ります。19ページ以降で質問があればお願いします。いかがでしょうか。

(福田委員)

29ページの間41①ですが、選択肢に「サービス等利用計画などを相談支援専門員に作成してもらった」や、「セルフプラン」とありますが、地域生活支援事業にプランは必要でしたでしょうか。

(事務局)

移動支援など、地域生活支援事業単独での利用には必要ありません。

(福田委員)

そうなりますと、地域生活支援事業を単独で利用されている方にとっては、この設問は答えづらいと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

たしかに移動支援事業だけを利用しているという方にとっては、答え方に困るかと思えます。この部分につきましても、1つ選択肢を入れるなどで対応したいと思います。

(朝倉委員)

その前の問40について、前回の結果を見ると、移動支援の回答割合は非常に少ないです。これは、芦屋市で利用できる移動支援が限定されているからではないかと思えます。

こちらの設問の選択肢について説明書きを作るとのことですが、現在芦屋市で認めている移動支援が何か、どういった条件で利用できるのか明確に示していただきたいです。

(事務局)

移動支援事業につきましては、近年、利用者数が非常に増えていることは実感としてあり

ます。朝倉委員からの提案についてですが、28項目それぞれのサービスについて、表裏1枚程度の簡単な説明資料をつけようと考えております。芦屋市の制度まで言及した資料をご用意できないかと思っております。

ただ、全く別の会議になるのですが、12月の自立支援協議会の中で、芦屋市においても移動支援事業については少し見直しをしなければならないという話も出ており、これから検討していこうということになっています。その点も含めて計画に反映できればよいと考えています。

(朝倉委員)

移動支援をもっと緩和してもらえるとということであれば、利用者は相当増えると思います。

(事務局)

条件を緩和すればそのようになります。

今後、移動支援の対象範囲を拡大するのか狭めるのかという議論をしていく中で、関係団体の方などへのインタビューも実施していこうと考えています。

(木下委員長)

よくわかりました。移動支援については各自それぞれ課題を抱えていまして、通学支援ができない、施設に入っている方も利用できない、さまざまな課題があります。ただ、これについては支給決定に関わる場所ですので、支給決定の見直しが固まってからでないと計画に含められないという問題もあります。先にそちらの方の動向もみていただきながらということになるかと思いますが、よろしくお祈いします。

(三芳委員)

30ページ問42の事業や窓口の周知についてですが、昨年度自立支援協議会で作成した芦屋市障がい福祉ポータルサイト「あしやねっと♪」を現在運用しており、どれぐらい周知されているのかがとても気になっております。

毎月、アカウント量は分析しているのですが、周知状況を把握したいので、選択肢に加えていただけるのであれば助かります。

(事務局)

そうですね。自立支援協議会で作成したポータルサイトですので、そこはぜひ確認したいと思ひます。

(木下委員長)

終了の時間が迫ってまいりましたが、他にご意見はいかがでしょうか。

では、このアンケートの修正に関しては、私と副委員長、事務局にご一任いただくということでした承を得たいと思ひますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

(木下委員長)

最後に1点、アンケートを配布する時に、重複障がい者の方等を含め、アンケートの内容がわからないので一緒に回答してほしいといった相談があった場合、「窓口にお越しくささい」というような配慮があればうれしひと思ひるので、一言入れていただきたいです。よろしくお祈いします。

(3) 今後のスケジュールについて

事務局より「今後のスケジュール」について説明

(4) その他

(事務局)

先程、遠藤委員から資料を配布していただいておりますので、少しご説明を頂ければと思います。

(遠藤委員)

共生社会を考えるシンポジウムのお知らせのチラシを配布させていただきました。2月と3月に豊中市と大阪市内で開催されるものです。私も参加しますので、もしご関心等ある方がいらっしゃいましたらご連絡いただければと思います。よろしくお願い致します。

(木下委員長)

終わる前に1点だけよろしいでしょうか。移動支援の件について、ここで集中的にそのことを討議することはなかなか難しいと思っているのですが、すごく興味のあるお話がありました。

例えば成人の方は児童のように支援学校が終わった後の放課後デイサービスがありませんので、午後3時から4時の間に就労継続支援や生活介護が終わり、その後のサービスが全くありません。一旦自宅に帰られた後に移動支援を使って夕方を過ごしておられる方が一部おられますが、ただ、事業所から直接移動支援を使うこともできないのが現状です。

芦屋市で新しい事業を開拓することは難しいとは思いますが、現に支援学校等を卒業し、放課後等デイサービスの利用が終わった18歳を超えた方については、午後3時～4時以降の過ごし方で困っている方がたくさんいらっしゃいます。この問題について、どうしていけばよいのかということはどこかで皆様のご意見等も頂ければと思います。よろしくお願い致します。

以 上